

札幌市西岡福住地区センターの管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と札幌市西岡福住地区センター運営委員会（以下「乙」という。）において令和5年3月10日付けで締結した札幌市西岡福住地区センターの管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第38条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条に、次の1項を加えるとともに、原協定書第18条第3項から第5項を1項ずつ繰り下げる。

3 乙は、第1項の管理費用とは別に、別記3「賃金スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第2項に定める支払金額に加算又は減算して請求するものとする。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	443,000 円	0 円	0 円	0 円

第2条 この協定は、令和6年10月1日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年9月18日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市豊平区西岡4条9丁目1番17号
札幌市西岡福住地区センター運営委員会
代表者 会長 笹木 彰





【別記 3】

賃金スライド条項

(基本的事項)

第1条 この協定により、札幌市（以下「甲」という。）から指定管理者の指定を受けた者（以下「乙」という。）は、賃金水準の変動に伴い、本条項に基づき、協定書第18条第3項における、管理費用に加算又は減算して請求する費用の計算を行うものとする。

(定義)

第2条 本条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賃金スライド基準額 前条で定める管理費用に加算又は減算して請求する費用の上限又は下限となる数字をいう。
- (2) 民間給与実態調査月例給 札幌市人事委員会が公民給与の格差を算出するために毎年度実施する職種別民間給与実態調査における月例給の平均値をいう。
- (3) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）により決定する北海道地域における最低賃金をいう。

(人件費計画額)

第3条 乙は、賃金スライド基準額の算定の基礎となる人件費（以下「人件費計画額」という。）を指定期間中の年度ごとに正規職員及び非正規職員に分けて算出した上で、甲に提出する。

(変動率の通知)

第4条 甲は、各年度に正規職員分については当年度の民間給与実態調査月例給の前年度のものと比較した増減率（以下「正規職員スライド増減率」という。）を、非正規職員分については当年度の最低賃金の前年度のものと比較した増減率（以下「非正規職員スライド増減率」という。）をそれぞれ算出し、変動率として乙に対し通知を行う。

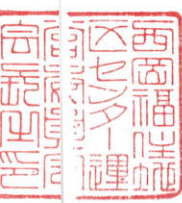
(賃金スライド基準額)

第5条 甲は、第3条により提出された人件費計画額に、正規職員分については当年度までの正規職員スライド増減率を、非正規職員分については当年度までの非正規職員スライド増減率をそれぞれ乗じて、翌年度における増減額を算出する。

- 2 前項で算出した増減額のうち、初年度の正規職員及び非正規職員それぞれの人件費計画額に1%を乗じた額（以下「リスク負担額」という。）を超えた額を、賃金スライド基準額とする（ただし、前年度までの賃金スライド基準額の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

(賃金の年間所要想定額又は年間不用想定額の計算)

第6条 乙は指定期間の初年度を除く毎年度、当年度4月分の給与における労働者ごとの時給額を算出し、前年同時期の時給と比較した上で、時給額増減による年間所要想定額又は年間不用想定額（以下「年間所要想定額等」という。）を甲に提出する。



2 前項の年間所要想定額等の計算においても、正規職員及び非正規職員ごとにリスク負担額を差し引くものとする（ただし、前年度までの年間所要想定額等の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

（協定の改定）

第7条 甲及び乙は、賃金スライド基準額及び乙から提出された年間所要想定額等を確認し、当該年度以降の毎年度において管理費用に加算又は減算して乙から甲に請求する費用に反映するための協定改定を行う。

（時給額の確認）

第8条 甲は、第6条第1項により乙から提出された時給額について、実地による調査により確認を行い、提出内容が不適切であることが判明した際には、乙は必要な措置を講じなければならない。